輸第13148号	化成肥料	有機入り化成12―15―10―3―0.2―0.5	アイアグリ株式会社
輸第13152号	化成肥料	新苔土ぼう素有機入り高度化成262	株式会社サトシ・エンタープライズ
輸第13153号	化成肥料	新苔土ぼう素有機入り高度化成250	株式会社サトシ・エンタープライズ
輸第13155号	化成肥料	高度化成肥料NN555	シーアイマテックス株式会社
輸第13156号	化成肥料	IK666号	株式会社中村商会
輸第13157号	化成肥料	IK525	株式会社中村商会
輸第13158号	化成肥料	IKライトGM	株式会社中村商会
輸第13159号	化成肥料	IKT050号	株式会社中村商会
輸第13160号	化成肥料	IKT622号	株式会社中村商会
輸第13161号	化成肥料	IK111	株式会社中村商会
輸第13163号	化成肥料	化成肥料IKT111号	株式会社中村商会
輸第13164号	化成肥料	化成肥料IKT222号	株式会社中村商会
輸第100522号	混合有機質肥料	AQUA有機質肥料	アクアサービス株式会社

茨城県土浦市北神立町2番地12
東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階
東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階
東京都中央区京橋一丁目18番1号
東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
福岡県福岡市博多区住吉四丁目7番19号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大荒川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県むつ市大字大平

字梨子木平ノ内中道　三八番九　一号
三八番三　二号から七号まで
字梨子木平　三六番　八号及び九号
字大平国有林
一三〇林班　い3小班　十号から十二号まで
一三〇林班　い4小班　十三号から十七号まで、二十号及び二十一号
一三〇林班　い13小班　十八号及び十九号

○国土交通省告示第九号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年十二月二十日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

カリツー株式会社

二　主たる事務所の所在地

愛知県安城市三河安城町一丁目四番地四

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十九年十二月二十日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称

横浜日野自動車株式会社

2　主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市瀬谷区北町三十六番地三十

3　講習の種類

基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習

1　名称

横浜日野自動車株式会社

2　主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市瀬谷区北町三十六番地三十

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習

1　名称

横浜日野自動車株式会社

2　主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市瀬谷区北町三十六番地三十

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習

1　名称

横浜日野自動車株式会社

2　主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市瀬谷区北町三十六番地三十

3　講習の種類

基礎講習

○国土交通省告示第十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の六の規定に基づき、講習を実施する者から業務を廃止する旨届出があったので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

丸伊運輸株式会社

二　主たる事務所の所在地

東京都府中市住吉町五丁目三番四十四号

三　廃止年月日

平成二十九年十二月三十日

○国土交通省告示第十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第四項において準用する第十二条の六の規定に基づき、講習を実施する者から業務を廃止する旨届出があったので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

丸伊運輸株式会社

二　主たる事務所の所在地

東京都府中市住吉町五丁目三番四十四号

三　廃止年月日

平成二十九年十二月三十日